

目的税（入湯税・都市計画税）の使途に関する説明書

1 入湯税

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。館山市においては、地方税法に基づく館山市市税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し一人一日150円（宿泊を伴わない場合は50円）を課税しており、令和6年度決算における収入済額は、3,320万円となっている。

一方、入湯税を充当すべき事業については、環境衛生施設整備事業、消防用建物整備事業や消防自動車整備事業などの消防施設整備事業、観光地整備事業や観光イベントの開催などの観光振興事業があり、令和6年度決算における事業費総額は、4億422万2千円となっている。これらの事業に対し、入湯税として収入した3,332万円を、また、入湯税を積立てている観光振興基金の繰入金3,314万7千円を充当し、環境衛生施設及び消防施設整備の充実と観光振興を図った。

(1) 令和6年度入湯税について

(単位：千円)

款	項	予 算 現 額	収 入 済 額
1 市税	9 入湯税	32,710	33,320

(2) 令和6年度入湯税充当事業について

(単位：千円)

事業区分	事 業 内 容 等	事業費 総額	財 源 内 訳					
			国 県 支出金	地方債	その他	一般財源		
						うち観光振興基金	うち入湯税	
環境衛生施設整備事業	一般廃棄物処理施設の整備を行い、廃棄物処理に努めた。	153,236	0	132,700	0		20,536	2,103
消防施設整備事業	消防車両、消火栓及び消防団詰所等の整備を行い、消防力の充実を図った。	92,137	15,836	48,000	0		28,301	2,897
観光振興事業	観光地の整備や観光イベントの開催など、観光振興の発展に努めた。	96,526	9,130	0	34,528	33,147	52,868	610
観光振興基金へ積立	観光振興に資する事業の財源とするため、館山市観光振興基金へ積立を行った。	62,323	0	0	34,613		27,710	27,710
合 計		404,222	24,966	180,700	69,141	33,147	129,415	33,320

2 都市計画税

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるため、課税することができるものとされている。館山市においては、地方税法に基づく館山市市税条例の規定により、都市計画区域として設定された市域全域のうち、農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定められた農用地区域以外の区域内に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3%で課税しており、令和6年度決算における収入済額は、5億1,191万円となっている。

一方、都市計画税を充当すべき都市計画事業については、館山都市計画道路事業、館山都市計画下水道事業及び過去に実施した都市計画事業に係る地方債償還があり、令和6年度決算における事業費総額は、4億8,635万2千円となっている。これらの事業の一般財源に対し、都市計画税として収入した4億2,146万8千円を充当し、都市基盤の充実と高質な生活環境の創出を図った。

なお、都市計画税収入済額と事業費への充当額の差額9,044万2千円については、都市計画事業基金へ積立て、当該事業の財源として活用する。

(1) 令和6年度都市計画税について

(単位：千円)

款	項	予 算 現 額	収 入 済 額
1 市税	10 都市計画税	493,794	511,910

(2) 令和6年度都市計画事業について

(単位：千円)

都市計画事業の種類 及び名称等	事業内容等	都市計画事業に要した経費					
		事業費 総額	財 源				うち都市計画税
			国 県 支出金	地方債	その他	一般財源	
館山都市計画道路事業 船形館山線道路整備事業	船形館山線の整備を推進した。	128,320	23,484	41,400		63,436	63,436
館山都市計画下水道事業 館山市第1号公共下水道	公共下水道事業に対し充当した。	296,320				296,320	296,320
地方債償還（一般会計分）	過去に実施した都市計画事業に係る地方債償還を行った。	61,712				61,712	61,712
合 計		486,352	23,484	41,400		421,468	421,468

差額（税収入済額 — 事業充当額）：翌年度繰越額	90,442
--------------------------	--------